

### 6 保健衛生の向上

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防など保健衛生事業を総合的に進めている。  
また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。

#### 現状と課題

- 小笠原村では、特定健診等の健康診査やその結果に基づき保健指導、健康相談のほか、妊婦健診や育児学級等の母子保健、法定予防接種の実施や任意予防接種の推奨等の疾病予防に取り組んでいる。  
また、生活習慣病の予防のための健康教室等を実施しているほか、広報紙を利用して健康に関する情報を提供するなど、住民の健康意識の啓発に努めている。
- 特定健康診査受診率や特定保健指導利用率からも、総じて住民の健康意識は高く、引き続き健康増進に向けた高い意識を維持する環境を整備していく必要がある。
- 小笠原村では、人材や機材等が限られているため、健康増進法に基づく健康診査・保健指導等の実施体制が不十分であり、受診機会に恵まれない。そのため、都は、健康診査の対象年齢を引き下げるとともに、健康診査及びがん検診の検診班の招へいへの支援により、受診機会の確保に努めている。

区分	特定健康診査受診率	特定保健指導利用率
全国	33.7%	27.4%
小笠原村	63.1%	40.8%

〔平成24年度市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書〕より〕



育児学級(歯科講習の様子)

#### 今後5年間の取組

- より効果的に住民の健康づくり及び疾病予防を支援できるよう、医療・福祉との連携体制の強化・充実を図る。【村】
- 健康維持への意識の向上・啓発、健康管理や検診の受診率向上に関する情報の提供、保健師巡回指導や各種予防教室等を実施することにより、住民の健康を増進する体制を構築していく。【部・村】
- 安定的な保健活動の継続に向け、島しょ保健所が実施している小笠原村の保健師の確保・定着に向けた支援を強化していく。【部】
- 健康増進法に基づく健康診査の対象年齢の引下げや、本土からの検診班の招へいへの支援により、引き続き受診機会の確保を図っていく。【部】

#### 年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
健康増進のための情報提供、保健師巡回支援等の実施	継続				
保健師確保・定着支援の強化	継続				
健康診査・検診班の招へいへの支援	継続				

## 7 医療の確保

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

### 現状と課題

- 各診療所では、通常の診療のほか、都のへき地専門医療確保事業を活用し、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、小児科など専門診療を行うため、本土の医療機関から専門医師を招へいし、専門医療の受診機会を提供している。
- また、2か月月に1回、本土から産婦人科医師を招へいし、妊婦の健康診査、指導、相談の機会を提供している。
- 診療所では対応できない救急患者が発生した場合には、都と海上自衛隊との協定に基づき、海上自衛隊機により、島しょ基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関へ搬送及び収容される体制が確保されている。
- 都立広尾病院は、島しょ患者のための病床を確保し、紹介患者や24時間体制の救急患者の受け入れを実施している。
- また、救急患者搬送時の途乗医師の派遣、代診医の派遣、画像電送システムを用いた診療の助言等を行い、小笠原諸島の診療に対し、人的・技術的支援を積極的にしている。
- 都においては、各診療所の医療従事者を確保するため、自治医科大学卒業医師や東京都地域医療支援プログラムへの派遣、無料職業紹介事業、へき地医療の普及啓発活動等に取り組み、平成25年度には父島で医師3名、母島で医師1名が確保されている。
- しかし、各診療所においては、小笠原村採用の医療従事者の在職期間が2年から3年と短いことも多く、医療従事者の継続的・安定的確保が重要な課題となっている。
- 個々の患者の状況に応じ、保健・福祉分野との情報共有や施策の連携等の必要性が高まっており、各分野と連携する仕組みや体制の構築が課題となっている。
- 各診療所では出産ができないため、家族と離れた環境における分娩の精神的不安や負担があるほか、本土での分娩に係る交通費や宿泊費などの経済的負担も大きく、引き続き公的な支援が求められている。



画像電送システムの活用の様子

### 今後5年間の取組

- 小笠原諸島周辺海域における中心的な医療機関としての役割を發揮するため、引き続き、医師や看護師などの医療従事者の安定的な確保や専門診療の受診機会の確保、医療機器や施設等の整備を進め、一定の医療水準の確保を図る。【都・村】
- 小笠原村の救急医療体制を確保するため、自衛隊の協力を受けながら、引き続き普及に救急患者の搬送体制の維持・充実を図る。【都・村】
- 各診療所と都立広尾病院間を結んでいる画像電送システムについては、平成27年10月予定のシステム更新に際し、情報処理技術の発展に合わせて操作の簡便化や電送時間短縮を図り、へき地における診療活動の支援を一番充実させていく。【都】
- 医療・福祉の複合施設を活用し、本土関係機関との連携も含め、保健・福祉との強化・充実を図る。【村】
- 妊婦が本土等において、出産に必要な医療を受けるに当たり、受診機会の確保や費用負担の軽減など必要な支援を引き続き行う。【村】
- 本土の医療機関を年間一定回数以上受診した場合や、75歳以上の住民が本土の医療機関を受診した際の交通費の一部負担等、住民負担の軽減に資する事業を引き続き行う。【村】

### 年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療従事者の確保支援			継続		
救急医療体制の確保			継続		
画像電送システムの更新		更新		運用	
都立病院による医療協力体制				継続	
出産に係る本土医療受診費用等の支援					継続